



# ほろじん

新潟

No.13

令和7年2月20日発行

発行

一般社団法人  
新潟県法人会連合会



## いあいさつ

新潟県法人会連合会の運営にあたりましては、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。まず、昨年の能登半島地震やその後の自然災害からの復興が進みますことを強く願っております。また、佐渡金山の世界文化遺産登録にあたり、長年ご尽力された皆様に深く敬意を表します。

さて、当会では「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでまいりました。また、そうした活動を一層充実したものとするために組織・財政基盤の確保が必要となることから、基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図っております。

円安が進む中、エネルギーや原材料価格の高止まりを主因とする物価高騰、賃上げなどからの人件費上昇などが重なり、企業の経営環境は一段と厳しさを増しています。更に長期化する国際紛争や内外政局の動向、地球環境問題に伴う気候変動、少子高齢化社会など考慮すべき課題は山積しています。

当会としても、中小企業の活性化に資する税制の実現を目指すとともに地域社会の発展に寄与できる事業の実施に向けた取組を継続してまいります。特に昨年からe-Tax、eLTaxの導入からキュッシュレス納付までの更なる推進強化を図っております。これにより、業務が効率化され、納税者及び関係者すべての負担が軽減され、また、紙を使わないことによる環境保護に寄与することが期待されることから、重要な課題としていくところですので引き続き、皆様の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会長 並木 富士雄

# 「令和7年度 税制改正に関する提言活動」

各県連からの「令和7年度税制改正要望」を踏まえて「令和7年度税制改正に関する提言」が令和6年9月19日開催の全法連理事会において決議されました。

これを受け、全法連では、10月から11月にかけて、財務省・中小企業庁・総務省、さらに自民党・公明党・立憲民主党等と各政党宛に提言書を提出。

新潟県連では、各単位の会長・税制委員長ほか、役員の方々の協力を得て、新潟県選出の衆参両院、国會議員9名及び県知事・県議会議長・市長・市議会議長計20自治体40名の方々に提言書を提出しました。中小企業の活性化に資する税制措置をはじめ、事業承継に関する税制の創設・行政改革の徹底などを強く求めました。

## 令和7年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

## 令和7年度税制改正に関する提言

(要約)

### 《基本的な課題》

#### I. 税・財政改革のあり方

・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

#### 1. 財政健全化に向けて

・「金利のある世界」が現実に到来

する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景

に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに

年間3・6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効

率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられる。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

(1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高める

ために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組み必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。

(3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

(4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり

方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

### 3. 行政改革の徹底等

・国民の政治に対する不信任は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならぬ。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) P D C A サイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

### 4. マイナンバー制度について

・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

### 5. 今後の税制改革のあり方

#### II. 経済活性化と中小企業対策

・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効

性のある取り組みを進めなければならない。

・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について  
近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連し

て、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。

### (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

### (4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先

端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

### (5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者任せられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、

中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

## 2. 事業承継税制の拡充

・ 中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2) 取引相場のない株式の評価、(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高める

ほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講ずること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られる

よう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

### 3. 消費税への対応

・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

### Ⅲ. 地方のあり方

・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極

集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

(1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。

(3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあ

り方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

### Ⅳ. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組みなければならぬ。

### V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

### 《税目別の具体的課題》

#### 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与は損金算入とすべき

(2) 同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき

2. 少額減価償却資産の見直し
3. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

4. 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

#### 所得税関係

1. 基幹税としての所得再分配機能の回復
2. 各種控除制度の見直し
3. 個人住民税の均等割

#### 相続税・贈与税関係

1. 相続税の基礎控除の見直し
2. 贈与税の基礎控除の引き上げ

#### 地方税関係

1. 固定資産税の抜本の見直し
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

#### その他

1. 印紙税の廃止
2. 配当に対する二重課税の見直し
3. 電子申告の促進
4. 森林環境税の検証

# 新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言式

令和6年10月31日新潟市のだいし  
ほくえつホールで「新潟県下一斉  
キャッシュレス納付推進共同宣言式」

が開催された。キャッシュレス納付の  
一層の拡大を図ることを目的として、  
法人会が主導し、県内の金融機関や

税務署、納税貯蓄組合の賛同を得、  
税務当局及びすべての関連団体・信  
金信組も含めた金融機関とも連携し

た「キャッシュレス納付推進プロジェ  
クト」を立上げ、共同宣言を行った。  
キャッシュレス納付の更なる普及  
により納税者をはじめ関係団体にお  
いて利便性の向上と業務効率化、コ  
スト削減などが期待される。



## 新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言

社会全体のデジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務の効率化や生産性の向上に資するものであり、その推進は、私たちにとって共通の課題です。

これまで、新潟県下においては、行政機関や金融機関、税務団体などが、国税・地方税のダイレクト納付と口座振替の利用推進を様々な関係者に働きかけてまいりました。

こうした取組のもと、キャッシュレス納付の利用割合については、年々上昇傾向にありますが、新潟県下は未だ普及の余地が大きい状況にもあります。

より多くの方々がキャッシュレス納付の恩恵を享受し、誰一人取り残されることのないデジタル社会を実現できるよう、また、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重要であると認識しております。

私たちは、こうした共通認識のもと、新潟県全県を網羅したプロジェクトを立ち上げ、持続可能な地域社会の実現を図るため、新潟県下のキャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言します。

令和6年10月31日

### 共同宣言者

#### 新潟県下一斉キャッシュレス納付推進プロジェクト

代表幹事：新潟県納税貯蓄組合総連合会・新潟税務署

幹事：新潟県・新潟県法人会連合会

関東信越税理士会新潟県支部連合会

第四北越銀行

日本銀行新潟支店・関東財務局新潟財務事務所・新潟県下税務署

新潟県市長会・新潟県町村会

新潟県銀行協会・新潟県信用金庫協会・新潟県信用組合協会

新潟県青色申告会連合会・新潟県間税会連合会

新潟県酒造組合・新潟県卸酒販組合・新潟県小売酒販組合連合会

法人・個人事業主の方へ

○消費税・源泉所得税と

個人住民税(特別徴収分等)は簡単・便利な**ダイレクト納付**をお勧めします!

- ・全国の複数の地方団体に一括納付できます。
- ・税理士が納税者に代わって納付手続きができます。

不動産・自動車等をお持ちの方へ

○自動車税・軽自動車税(種別割)と

市町村県民税(普通徴収)と固定資産税

申告所得税等は便利・安心・安全な**口座振替**をお勧めします!

- ・口座振替依頼書の提出で納期ごとに納付を忘れる心配がなくなります。

キャッシュレス納付手続きが利用できる主な税

納付手続の名称	利用できる主な税 (市町村により取扱いが異なります。)		
利用方法	国	県	市町村
<p><b>口座振替</b></p> <p>あらかじめ利用届出書、口座振替依頼書を提出することで、指定した預貯金口座から口座引落しにより納付する手続です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告所得税等</li> <li>・消費税等 (個人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税</li> <li>・自動車税 (種別割)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税 (普通徴収)</li> <li>・固定資産税</li> <li>・都市計画税</li> <li>・軽自動車税</li> <li>・国民健康保険税</li> </ul>
<p><b>ダイレクト納付</b></p> <p>あらかじめ利用届出書、口座振替依頼書を提出することで、e-TaxやeLTAXを申告した後、簡単な操作で即日又は期日を指定して預貯金口座から口座引落しにより納付する手続です。</p> <p>国税は自動ダイレクト(法定納期限当日に自動的に口座引落)が利用できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉所得税</li> <li>・法人税</li> <li>・地方法人税</li> <li>・消費税等 (法人)</li> <li>・申告所得税等</li> <li>・消費税等 (個人)</li> <li>・相続税</li> <li>・贈与税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人県民税</li> <li>・法人事業税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人市民税</li> <li>・事業所税</li> <li>・個人住民税 (特別徴収分等)</li> </ul>
<p><b>インターネットバンキング納付</b></p> <p>あらかじめ利用届出書、口座振替依頼書を提出することで、ペイジー(Pay-easy)に対応した金融機関のインターネットバンキングやATMを利用して納付する手続です。</p>	<p>納付書等にeL-QRが付されている税</p> <p>eL-QR(地方税統一QRコード)を活用した納税が始まり、地方団体が作成する納付書にeL-QRが付されています。</p> <p>eL-QRのついた納付書等では、全国のeL-QR対応金融機関、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ、インターネットバンキング等を利用した納付が可能です。</p> <p>※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</p>		
<p><b>クレジットカード納付</b></p> <p>専用のWeb画面において、クレジットカード情報を入力し納付する手続です。</p>			
<p><b>スマホアプリ納付</b></p> <p>専用のWeb画面(スマートフォン決済専用サイト)において、利用可能なPay等の払いを選択し納付する手続です。</p>			

国税  
【e-Tax】



地方税  
【eLTAX】



新潟県下一斉キャッシュレス納付推進プロジェクト

代表幹事：新潟県納税貯蓄組合総連合会・新潟税務署

幹事：新潟県・新潟県法人会連合会・関東信越税理士会新潟県支部連合会・第四北越銀行

日本銀行新潟支店・関東財務局新潟財務事務所・新潟県下税務署・新潟県市長会

新潟県町村会・新潟県銀行協会・新潟県信用金庫協会・新潟県信用組合協会

新潟県青色申告会連合会・新潟県間税会連合会・新潟県酒造組合・新潟県卸酒販組合

新潟県小売酒販組合連合会

## 「第12回通常総会」開催

令和6年度通常総会が、令和6年6月12日（水）ホテルイタリヤ軒にて開催された。

本通常総会では、令和5年度事業報告・決算承認、令和6年度事業計画・収支予算報告、及び役員選任議案の審議が行われた。総会では坂井会長の退任と新会長に並木富士雄氏

の就任が承認された。

その後、「関東信越国税局長感謝状贈呈式」、「全法連功労者表彰伝達式」、「県連功労者表彰式」「e-Tax推進表彰式」「福利厚生制度推進表彰式」を行い、各表彰受賞者に対して、表彰状が授与された。



通常総会で挨拶する坂井会長

## 「第40回法人会全国大会（鹿児島大会）」開催



全国大会で挨拶する全法連 小林会長

令和6年10月3日（木）、鹿児島市の「城山ホテル鹿児島」において、法人会全国大会が開催された。全国の法人会会員約1,700名が参加、新潟県連から11名参加した。

第一部は大会式典が行われ、鹿児島県連今別府会長による開会挨拶、全法連小林栄三会長による主催者挨拶、国税庁奥長官、その他の主賓からの祝辞が述べられた。

そして、各種表彰制度表彰会の紹介・代表県連への表彰状授与、令和7年度の税制改正提言の報告が行われた。

続いて、佐世保法人会青年部による租税教育活動報告、北那覇法人会青年部による健康経営活動報告の後、税制改正提言内容を盛り込んだ大会宣言が行われた。

第二部は、ANAホールディング株式会社取締役会長の片野坂真哉氏により「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」と題して航空業界での景況の大きな波の中での経営マネジメントについて記念講演が行われた。

第三部では立食形式での懇親会が開催され、全国から集まった法人会員が懇親を深めた。



全国大会に出席

## 年末特別講演会および 年末懇親パーティーの開催

恒例の「特別講演会と年末懇親パーティー」が令和6年12月5日公益社団法人新潟法人会との共催により、ANAクラウンプラザホテル新潟で開催された。

講師は信州大学社会基盤研究所特任教授 山口真由氏。テーマは「世界の潮流 日本の現在地」として、日本の家族型組織のメリット・デメ



講演中の山口真由氏

リットや世界での個人主義が進む中の日本のこれからの選択についてのコメントなど、興味深いお話をいただいた。

特別講演会後、年末懇親パーティーが開催され、県内各地から参加された方々の異業種交流の場として大いに盛り上がり、1年を締めくくった。



開演挨拶する並木会長

## 国税局幹部との協議会開催

令和7年2月6日（木）、ANAクラウンプラザホテル新潟において、関東信越国税局幹部と県連役員との協議会を開催した。関東信越国税局から篠原課税第二部長、他2名の幹部の方々、新潟税務署から知野署長、他3名の幹部の方々が出席、県連から並木会長はじめ副会長、理事、監事20名が出席した。並木会長は、冒頭挨拶で「税務当局の皆様と法人会役員が、情報交換・意見交換を行うことにより、課題を共有し、今後に向けてさらに連携を深めていくことを目的としており、本協議会を有意義に活用願いたい」と述べた。会議ではまず国税局側から「会員の動向と会員増強の問題点及び退会防止に向けた活動状況について」「添付書類も含めたe-Taxの普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組」「企業の税務コンプライアンス向上への取組」の3項目について説明があった。

その後、各單位会の活動状況等を踏まえ質疑応答が行われ、意見交換が行われた。



国税局幹部との協議会



篠原部長挨拶

局連青連協合同セミナー

「関東信越法人会連絡協議会青年部会連絡協議会合同セミナー」開催



合同セミナー碓井会長開会挨拶

令和6年度関東信越法人会連絡協議会青年部会連絡協議会合同セミナーが、令和6年9月13日に新潟市のホテルイタリヤ軒にて開催されました。このセミナーは関東信越局連に属する6つの県が、2年毎に順に開催地となります。当地新潟での開催は12年ぶりです。約1年前から県内13単位の青年



村山哲二社長による基調講演

部会長を中心に実行委員会を組織し、準備を進めました。当日のプログラムは部会長サミット、基調講演、健康経営事例発表、交流懇親会という内容でした。部会長サミットでは会員増強をテーマに各県連の代表者が様々な事例を発表し、県を跨いだ情報共有を図りました。基調講演では株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング

グ代表取締役 村山哲二様より、スポーツを通じたマネジメントの実例や、胸を打つ感動的な事例等をお話頂き、参加者からは大変印象に残ったとの感想を頂きました。健康経営事例発表では、各県連代表からそれぞれの実例を発表頂きましたが、全法連青連協平良会長からも素晴らしい取り組みであると高く評価を頂きました。交流懇親会においては新潟県内13単体会各地の食材を取り入れた料理を提供、また新潟と言えは、という事で日本酒は法人会員の蔵を中心に53歳79銘柄の日本酒をバラバラに各テーブルに用意し、参加者は各テーブルを渡ることによって様々な日本酒が飲めると同時に県を跨いだ交流が進む、という仕掛けを致しました。アトラクションは古町芸妓の舞が披露され、新潟市の港町文化を堪能して頂きました。



健康経営事例発表する皆さん

新潟県連の各青年部会会員の皆様には、『新潟らしいおもてなし』をテーマに、準備から当日の受付や各プログラムの進行等、大変なご協力を賜りました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。新潟県連の結末も今回のセミナー成功を踏まえ、より強まった様に感じております。本セミナーに関わって頂いた皆様に、あらためて感謝申し上げます。

## 単位会活動紹介

### 「県連女連協 合同セミナーin高田」 開催

令和6年9月27日、上越市において「第19回新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会合同セミナーin高田」が140名を超える参加者を集めて盛大に開催されました。

第1部の式典では、新潟県女連協の田中会長による主催者挨拶、高田法人会女性部会の本山部会長による開催地挨拶に続き、高田税務署長と上越市長、妙高市長、県連専務理事からご祝辞を頂戴しました。

その後、上越市内で活躍する3名の女性によるトークセッションが「上越を彩る桜のように輝く女性たち」をテーマに行われ、出演者の楽しいトークに会場中が笑顔と元気に包まれました。

第2部の交流会では、久方ぶり



トークセッションの様子

の再会を喜び、交流を深めていただきました。

途中、越後上越「おもてなし武将隊」による演武パフォーマンスが披露され、一緒に並んで記念写真を撮る姿が多く見られました。

最後に、次回開催地の三条法人会女性部会の皆さんから地元をPRしていただき、再会を約束して無事セミナーを終了しました。

ご来賓を始めご参加くださいました皆様に心より感謝申し上げます。

### 十日町法人会 「県連青連協合同セミナー」

令和6年10月24日に十日町市内において第40回県連青年部会連絡協議会（青連協）合同セミナーが開催され、県内各単位会から約70名の関係者が参集しました。

最初に主催者、開催地代表が歓迎の挨拶を述べた後、来賓の十日町税務署長、管内首長、県連会長から祝辞をいただきました。

記念講演会は「発見！ローカルビジネスのたね〜地方だからできること〜」と題し、佐藤可奈子氏（women farmers Japan）（株）、高木千歩氏（妻有ビール株）、高橋美佐子



記念講演会（左側2人目から、佐藤氏、高木氏、高橋氏）

氏（農家民宿茅屋や）によるパネルディスカッションが行われました。

その後の交流懇親会では地ビールやジビエの提供、地元の祝い唄「天神囃子」の披露やマジックショーもあり、大いに盛り上がりました。

# 調査課所管法人税務研修会

関東信越国税局調査課所管法人（資本金1億円以上の企業）を対象とする、税務研修会が令和6年11月12日（火）ホテルイタリア軒において開催され、新潟県内対象企業から94名が参加、受講した。関東信越国税局から調査査察部 本田 調査管理課長ほか5名の講師の方々を迎え、対象企業の実務に関わる実践的な研修が行われた。テーマは「法人税等申告に当たった際の留意事項について」、「国際課税関係の留意事項について」、「電子帳簿保存法について」、「印紙税の概要及び留意点について」、「インボイス制度への対応につ



税務研修会 本田調査管理課長 挨拶



税務研修会風景

いて」「法人税関係の税制改正について」と国税局の担当者から直接具体的な事柄について説明がなされた。

## 編集後記

令和7年は平穏にスタートしましたが、現在の社会情勢に目をむけますと、諸物価の上昇が続き、様々な物品やサービスの価格が引き上げられており、人出不足も深刻化を増しています。法人会では対面での実施される事業が多い中、これからは様々な分野でDX化の取組など、環境の変化にあわせて変えるべきところは大胆に変えていく必要性に迫られていると痛感しています。次回会報誌でも、関係各位からのご支援ご協力をいただきますが、有益な情報提供ができますように努力してまいります。

（小田）

## 令和6年度

### 「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品



新潟県連女連協会会長賞  
新潟市立矢代田小学校 6年  
廣田 寿々穂さん



新潟県連会長賞  
長岡市立関原小学校 6年  
小山 燦さん